

実地指導基準【指定地域密着型通所介護】

令和8年度

I 運営に関する事項					
	基本的な考え方及び観点		基準	解釈通知	確認書類等
1 基本方針	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか 	第19条	—	
	介護保険関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか 	第3条	第3の一の4(1)	
2 人員	従業者の員数 (共生型以外)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の通りとなっているか <ol style="list-style-type: none"> 生活相談員 サービス提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に専従の生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数 看護師又は准看護師（以下「看護職員」） 単位ごとに、専らサービスの提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数 ただし、利用定員が10人以下の場合は必須ではない 介護職員 単位ごとに、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数をサービスを提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上となるために必要な数 機能訓練指導員 1以上 事業所の利用定員が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、単位ごとに、サービスを提供している時間帯に専従の看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか（看護職員の配置がなくてもよい） 単位ごとに、介護職員（利用定員が10人以下の場合は、看護職員又は介護職員）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させているか 生活相談員は必要な資格を有しているか 機能訓練指導員は、必要な資格を有しているか 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤か 	第20条	第3の二の二の1(1)、(2)、(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勤務実績表／タイムカード 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 従業者の資格証

2 人員	従業者の員数 (共生型)	<ul style="list-style-type: none"> 共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき下記の基準を満たしているか 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること 	第37条の2	第3の二の二の4(1)	
	管理者 (共生型を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は原則として常勤専従か 他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。管理業務に支障はないか 	第21条	第3の二の二の1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の雇用形態が分かる文書 管理者の勤務実績表／タイムカード
3 設備	設備及び備品等 (共生型以外)	<ul style="list-style-type: none"> 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか 基準第22条に掲げる設備の基準を満たしているか <ul style="list-style-type: none"> (1) 食堂及び機能訓練室 <p>それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上</p> <p>ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる</p> (2) 相談室 <p>遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること</p> 設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっているか ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない 夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に西東京市長に届け出ているか 	第22条	第3の二の二の2	<ul style="list-style-type: none"> 平面図 西東京市への届け出等
	設備及び備品等 (共生型)	<ul style="list-style-type: none"> 各指定生活介護事業所等が規定されている基準に適合しているか 	第37条の2	第3の二の二の4(2)	
4 運営 (共生型を含む)	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか 上記文書の交付に代えて、電磁的方法により重要事項を提供する場合は、利用者又はその家族から申出があり、かつ電磁的方法について、利用者又はその家族から承諾を得ているか 	第3条の7準用 (第37条)	第3の一の4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの）
	提供拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではないか 	第3条の8準用 (第37条)	第3の一の4(3)	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込受付簿
	サービス提供困難時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込者に対し、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか 	第3条の9準用 (第37条)	第3の一の4(4)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者へ連絡したことがわかる書類等 サービス提供依頼書等
	受給資格等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するよう努めているか 	第3条の10準用 (第37条)	第3の一の4(5)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等

4 運営 (共生型を含む)	要介護認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか 	第3条の11準用 (第37条)	第3の一の4 (6)	・利用者に係る記録
	心身の状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか 	第23条	—	・サービス担当者会議の記録
	指定居宅介護支援事業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか 	第3条の13準用 (第37条)	第3の一の4 (7)	・サービス担当者会議の記録
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか 	第3条の14準用 (第37条)	第3の一の4 (8)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の届出書控等 居宅サービス計画書
	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか 	第3条の15準用 (第37条)	第3の一の4 (9)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画書 地域密着型通所介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの）
	居宅サービス計画の変更の援助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか 	第3条の16準用 (第37条)	第3の一の4 (10)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に関する記録 居宅サービス計画書 地域密着型通所介護計画書 サービス提供票
	サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか 提供したサービスの具体的な内容等（サービス提供日、具体的サービス内容、利用者の心身の状況等）を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか 	第3条の18準用 (第37条)	第3の一の4 (12)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画書 サービス提供記録 業務日誌 送迎記録
	利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか 	第24条	第3の二の二 の3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 請求書控 領収書控

<p>4 運営 (共生型を含む)</p>	<p>利用料等の受領</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のほか次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認められるもの（別に厚生労働大臣が定めるところによる（平成12年3月30日老企第54号）） ただし、③に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところ（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする ・ 法第42条の2第9項（法第41条第8項準用）により、指定地域密着型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、支払をした利用者に対し、領収書を交付しているか ・ 施行規則第65条の5（施行規則第65条準用）により、領収書に、利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか 			
	<p>保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しているか 	<p>第3条の20準用 (第37条)</p>	<p>第3の一の4 (14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供証明書控（介護給付費明細書代用可）
	<p>基本的取扱方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか ・ 提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか 	<p>第25条</p>	<p>第3の二の二の3(2)</p>	
	<p>具体的取扱方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか ・ 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか ・ サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか ・ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか ・ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか ・ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか ・ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか <p>特に、認知症である要介護者に対しては、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか</p>	<p>第26条</p>	<p>第3の二の二の3(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護計画書 ・ 身体的拘束に係る記録等

4 運営 (共生型を含む)	地域密着型通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境（アセスメント）を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定地域密着型通所介護の内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか ・ 居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか ・ 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ているか ・ 地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか ・ 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況（モニタリング）の記録を行っているか 	第27条	第3の二の二の3(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画書 ・ 地域密着型通所介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） ・ アセスメントの記録 ・ モニタリングの記録
	利用者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を西東京市に通知しているか (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき 	第3条の26準用 (第37条)	第3の一の4(18)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西東京市に送付した通知に係る記録
	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応マニュアル等が整備されているか ・ 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか 	第12条準用 (第37条)	第3の二の二の3(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録
	管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか ・ 従業者に基準の「第4 運営に関する基準」の規定を遵守させるための指揮命令を行っているか 	第28条	第3の二の二の3(4)	
	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営における以下の重要事項について定めているか (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員 (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) サービス利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項 	第29条	第3の二の二の3(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程
	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか 月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること ・ 当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない ・ 従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか その際、資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか ・ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか 	第30条	第3の二の二の3(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・ 研修計画、実施記録 ・ 勤務実績表（勤務実績が確認できるもの） ・ 方針、相談記録

4 運営 (共生型を含む)	業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか ・ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか ・ 計画の見直しを行っているか 	第3条の30の2準用（第37条）	第3の二の二の3(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画 ・ 研修及び訓練計画、実施記録
	定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員を上回っていないか 	第31条	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌 ・ 国保連への請求書控
	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルがあるか ・ 非常災害時の連絡網等は用意されているか ・ 防火管理に関する責任者を定めているか ・ 避難・救出等の訓練を実施しているか 	第32条	第3の二の二の3(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・ 運営規程 ・ 避難・救出等訓練の記録 ・ 通報、連絡体制 ・ 消防署への届出
	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか ・ 必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか 	第33条	第3の二の二の3(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
	掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか ただし、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる ・ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか 	第3条の32準用（第37条）	第3の一の4(25)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示物等 ・ 事業所のホームページ又は介護サービス情報公表システムのウェブサイト
	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の利用に当たり、利用者の個人情報は利用者の同意を、利用者家族の個人情報は利用者家族の同意を得ているか ・ 退職者を含む従業者の、利用者の秘密保持についての必要な措置を講じているか 	第3条の33準用（第37条）	第3の一の4(26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報同意書 ・ 従業者の秘密保持誓約書等
	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告は虚偽又は誇大となっていないか 	第3条の34準用（第37条）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット／チラシ
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか 	第3条の35準用（第37条）	第3の一の4(27)	
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じているか ・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか ・ 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しているか ・ 法第23条の規定により西東京市が行う調査に協力するとともに、西東京市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか ・ 西東京市からの求めがあった場合には、改善の内容を西東京市に報告しているか 	第3条の36準用（第37条）	第3の一の4(28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情の受付簿 ・ 苦情者への対応記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 掲示物等 ・ 事業所のホームページ又は介護サービス情報公表システムのウェブサイト 	

4 運営 (共生型を含む)	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか 	第3条の36準用 (第37条)	第3の一の4 (28)	
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> 運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか 報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、公表しているか その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、西東京市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の西東京市が実施する事業に協力するように努めているか 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めているか 	第34条	第3の二の二 の3(10)	・運営推進会議の記録
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応方法は定まっているか 市町村、家族、居宅介護支援事業所等に報告しているか 事故状況、対応経過が記録されているか 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか 再発防止のための取組を行っているか 	第35条	第3の二の二 の3(11)	<ul style="list-style-type: none"> 事故対応マニュアル 市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ヒヤリハットの記録 再発防止策の検討の記録
	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に周知しているか 虐待の防止の指針を整備しているか 従業員に対して虐待の防止の研修を定期的実施しているか 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか 	第3条の38の2 準用 (第37条)	第3の二の二 の3(12)	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の開催記録 虐待の防止の指針 研修計画、実施記録 担当者を設置したことが分かる文書
	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか 	第3条の39準用 (第37条)	第3の一の4 (32)	・会計関係書類
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型通所介護計画 (2) 提供したサービスの記録 (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 (4) 西東京市への通知に係る記録 (5) 苦情の内容等の記録 (6) 事故の発生状況及び処置についての記録 (7) 運営推進会議の記録 	第36条	第3の二の二 の3(13)	<ul style="list-style-type: none"> 従業員、設備、備品及び会計に関する記録等 サービス提供の記録等

5 変更の届出等	変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第78条の5により、'事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13第1項に定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、施行規則第131条の13第2項、第3項及び第5項で定めるところにより、10日以内に、その旨を西東京市長に届け出ているか 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書類の控
<p>(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています</p> <p>法: : 介護保険法 (平成9年12月17日交付法律第123号)</p> <p>施行規則: : 介護保険法施行規則 (平成11年3月31日厚生省令第36号)</p> <p>基準: 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第34号)</p> <p>解釈通知: 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)</p>					

II 介護給付費の算定及び取扱い					
	基本的な考え方及び観点		基準	解釈通知	確認書類等
1 基本報酬	地域密着型通所介護費	指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、基準別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」 「2の2 地域密着型通所介護費」により算定 別表2の2のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平27告96・27の2）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定	別表2の2のイ、ロ、ハ 注1、注2	第2の3の2 (1)、(5)、(26)	【共通して確認する書類】 ・介護給付費明細書 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書控 ・勤務実績表／タイムカード ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
2 減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	1/100を減算 厚生労働大臣が定める基準（平27告95・51の3の3）を満たさない場合	別表2の2のイ、ロ、ハ 注4	第2の3の2 (2)	・居宅サービス計画書 ・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録 ・その他、各加算・減算に関わる書類等
	業務継続計画未策定減算	1/100を減算 厚生労働大臣が定める基準（平27告95・51の3の4）を満たさない場合	別表2の2のイ、ロ、ハ 注5	第2の3の2 (3)	
	定員超過利用減算	70/100で算定 解釈通知第2の1の(6)及び通所介護費等の算定方法（平12告27・5の2）により算定	別表2の2のイ、ロ、ハ 注1	第2の1(6) 第2の3の2 (24)	
	人員基準欠如減算	70/100で算定 解釈通知第2の1の(8)及び通所介護費等の算定方法（平12告27・5の2）により算定	別表2の2のイ、ロ、ハ 注1	第2の1(8) 第2の3の2 (25)	
	2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い	別表2の2のイ(2)の所定単位数の70/100で算定 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（平27告94・35の3）に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合	別表2の2のイ 注7	第2の3の2 (4)	
	共生型サービスを行う場合	(1) 95/100 指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定自立訓練（生活訓練）事業者 (2) 93/100 指定生活介護事業者 (3) 90/100 指定児童発達支援事業者 90/100 指定放課後等デイサービス事業者 別表2の2イについて、共生型地域密着型サービスの事業を行う上記事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、上の区分に従って算定	別表2の2のイ、ロ、ハ 注10	—	
	同一建物減算	94単位 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合に、1日につき減算 ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない	別表2の2のイ、ロ、ハ 注28	第2の3の2 (22)	
	送迎未実施減算	47単位 利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合に、片道につき減算	別表2の2のイ、ロ、ハ	第2の3の2 (31)	

3 加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い	3/100 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り加算 ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算可	別表2の2のイ、 ロ、ハ 注8	第2の3の2 (7)
	延長加算	(1) 9時間以上10時間未満 50単位 (2) 10時間以上11時間未満 100単位 (3) 11時間以上12時間未満 150単位 (4) 12時間以上13時間未満 200単位 (5) 13時間以上14時間未満 250単位 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合に、加算	別表2の2のイ、 ロ、ハ 注9	第2の3の2 (6)
	生活相談員配置等加算	13単位 別表2の2のイについて、別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・14の2）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、共生型サービスを行う場合の介護費を算定している場合に、1日につき加算	別表2の2のイ 注11	第2の3の2 (8)
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100 別に厚生労働大臣が定める地域（平21告83・2）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定地域密着型通所介護を行った場合に、1日につき加算	別表2の2のイ、 ロ、ハ 注12	第2の3の2 (9)
	入浴介助加算	(1) 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位 (2) 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・14の3）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、当該基準による入浴介助を行った場合に、1日につき加算	別表2の2のイ、 ロ、ハ 注13	第2の3の2 (10)
	中重度者ケア体制加算	45単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・51の4）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合に、1日につき加算	別表2の2のイ、 ロ、ハ 注14	第2の3の2 (11)
	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 別に厚生労働大臣が定める基準（平27告95・15の2）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表2の2のイ、 ロ、ハ 注15	第2の3の2 (12)

3 加算

個別機能訓練加算	<p>(1) 個別機能訓練加算 (I) イ 56単位 (2) 個別機能訓練加算 (I) ロ 76単位 (3) 個別機能訓練加算 (II) 20単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・51の5) に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)は1日につき、(3)は1月につき加算</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注16	第2の3の2 (13)
ADL維持等加算	<p>(1) ADL維持等加算 (I) 30単位 (2) ADL維持等加算 (II) 60単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・16の2) に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間 (別に厚生労働大臣が定める期間 (平27告94・35の4)) の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき加算ただし、いずれか一つを算定する</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注17	第2の3の2 (14)
認知症加算	<p>60単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・51の6) に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者 (平27告94・35の5) に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき加算</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注18	第2の3の2 (15)
若年性認知症利用者受入加算	<p>60単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 (平27告95・18) に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合に、1日につき加算ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注19	第2の3の2 (16)
栄養アセスメント加算	<p>50単位</p> <p>①～④のいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合に、1日につき加算</p> <p>ただし、原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない</p> <p>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者 (管理栄養士等) が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注20	第2の3の2 (17)

3 加算

栄養改善加算	<p>200単位</p> <p>①～⑤のいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算</p> <p>ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる</p> <p>① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること</p> <p>② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること</p> <p>③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること</p> <p>④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること</p> <p>⑤ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注21	第2の3の2(18)
口腔・栄養スクリーニング加算	<p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の7)に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、上に掲げる区分に応じ、1回につき加算</p> <p>ただし、いずれか一つを加算し、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注22	第2の3の2(19)
口腔機能向上加算	<p>(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位</p> <p>(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の8)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、加算</p> <p>ただし、いずれか一つを算定する</p> <p>また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注23	第2の3の2(20)
科学的介護推進体制加算	<p>40単位</p> <p>①及び②の基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合に、1月につき加算</p> <p>① 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること</p> <p>② 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること</p>	別表2の2のイ、ロ、ハ 注24	第2の3の2(21)

3 加算	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の9)に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、指定地域密着型通所介護を行った場合に、1月につき加算 ただし、いずれか一つを加算する	別表2の2のニ	第2の3の2(27)
	介護職員等処遇改善加算 (R8/5/31まで)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の92/1000 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の90/1000 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の80/1000 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の64/1000 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の10)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして西東京市長に届け出た事業所が、指定地域密着型通所介護を行った場合に、加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表2の2のホ	第2の3の2(28)
	介護職員等処遇改善加算 (R8/6/1より)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ イからニまでにより算定した単位数の117/1000 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ イからニまでにより算定した単位数の127/1000 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ イからニまでにより算定した単位数の115/1000 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ロ イからニまでにより算定した単位数の125/1000 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の105/1000 (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の89/1000 別に厚生労働大臣が定める基準(平27告95・51の10)に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、西東京市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合に加算 ただし、いずれか一つを算定する	別表2の2のホ	第2の3の2(28)

(注) 本文中の表記については、以下のとおり略しています

基準：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)

解釈通知：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

平12告27：厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)

平21告83：厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)

平27告94：厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

平27告95：厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

平27告96：厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)